

特定非営利活動法人 A SEED JAPAN 定款（案）

1. 定款変更の理由

(1) 東京都の指示による修正

現行	変更案
（任期等） 第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の理事会が終結するまでその任期を伸長する。 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。	（任期等） 第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。 <u>削除</u> 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
※第16条の2を削除。原則、役員の任期の伸長はできない。 （できるのは総会で役員を決めるときのみ。）	
（総会の権能） 第22条 総会は、以下の事項について議決する。 （1）定款の変更 （2）解散 （3）合併 （4）会員の除名の承認 （5）事業報告及び決算 （6）借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）の決定 （7）解散における残余財産の帰属 （8）その他運営に関する重要事項	（総会の権能） 第22条 総会は、以下の事項について議決する。 （1）定款の変更 （2）解散 （3）合併 （4）会員の除名の承認 （5）事業報告及び決算 （6）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）の決定 （7）解散における残余財産の帰属 （8）その他運営に関する重要事項
※「収入」を「収益」に訂正	
（総会の議決） 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	（総会の議決） 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。
※3項を追加	

(理事会の権能) 第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。 (1) <u>事業計画及び予算並びにその変更</u> (2) <u>事務局の組織及び運営</u> (3) <u>総会に付議すべき事項</u> (4) <u>総会の議決した事項の執行に関する事項</u> (5) <u>会員の種類、その条件や入会金及び会費の額</u> (6) <u>資産の管理の方法</u> (7) <u>役員の選任、解任及び職務</u> (8) <u>その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項</u>	(理事会の権能) 第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。 <u>削除</u> <u>削除</u> (1) <u>総会に付議すべき事項</u> (2) <u>総会の議決した事項の執行に関する事項</u> <u>削除</u> <u>削除</u> <u>削除</u> (3) <u>その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項</u>
※第1、2、5、6及び7号を削除し、第3、4、8号をそれぞれ第1、2、3号にする。	
(資産の構成) 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 入会金及び会費 (3) 寄付金品 (4) <u>財産から生じる収入</u> (5) <u>事業に伴う収入</u> (6) <u>その他の収入</u>	(資産の構成) 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 入会金及び会費 (3) 寄付金品 (4) <u>財産から生じる収益</u> (5) <u>事業に伴う収益</u> (6) <u>その他の収益</u>
※「収入」を「収益」に訂正	